

(部内資料)

婦人少年室長殿

昭和40年度

婦人少年問題審議会

第5回

婦人労働部会要録

昭和41年2月

婦人労働課

婦人少年問題審議会

昭和40年度 第5回 婦人労働部会

日 時 昭和41年2月7日

午後1時～2時50分

場 所 霞友会館(千代田区三年町)

出席者

委 員 長 内 委 員

多 田 委 員

縫 田 委 員

平 田 委 員

山 本 委 員

渡 辺 委 員

事務局 高橋婦人少年局長

徳永婦人労働課長

司 会 渡 辺 部 会 長

「中高年婦人の有効活用のために必要な施策
の推進について」 事務局案審議

I 全文の印象について

部会長 「中高年婦人の労働力有効活用のために必要な施策の推進について」(案)の作成にあたり、事務局に、この案をつくってもらった。私としては、これについて、二、三審議していただきたい事項があるが、その前に、皆様の御意見なり、強調点なり、お気づきのことについて、お話しいただきたい。

長内委員 前文が少し長いような気がする。それから資料の附表は整理した方がよい。文章としては、他にもって行ってまとめた方がよいと思うところもあるが、全体として、考え方については問題はないと思う。

鎌田委員 問題と施策を浮かびあがらせるために、前文を短かくまとめたらどうか。内容ではひっかかる点はない。

多田委員 賃金のところはこれでよいかどうか疑問に思う。

平田委員 前文が長いように感じた。

この案について、今日の総会ではどうあつかう

のか。

事務局 この案はまだ整備されていないので、部会長の3月ノ5日帰国後、3月中に部会をひらき、今年度中に、中高年婦人について、一応のまとめをしてもらえたらと思う。そして来年度の総会に持込めればと思っているがこれは今後の進め方にもよろう。

今日の総会は、婦人部会より審議をお願いするものが出ており、婦人労働部会と年少労働部会からは中間報告だけである。

部会長 そうすると、婦人労働力の有効活用というばう大な題をあたえられているなかで、「中高年婦人対策」のみを今年度中にまとめればよいわけか。

事務局 そうお願いできればと思う。

部会長 では審議をすすめることにする。

私がこれを読んで感じたことは、やはり全体的に重点の印象が薄く、分量が多いということだ。

前文の長くなったのは、私の希望で、女子若年労働者が単純労働に働いていた初期には、女の人のお産の前後のことのみ問題としてあげておいたらよいということから、それだけが婦人問題として強調さ

れていた。しかし婦人の勤続年数が長くなるにつれ、男女の機会均等などといった方向に発展し、どこの国でも既婚婦人労働者がふえてくるようになって、ILOでも、「家庭責任をもつ婦人労働者」の問題について勧告することになった。婦人労働問題はこのような発展過程からでてきたということを強調してほしい。そのことを前文にのせた。だから前文が2つになったわけで、これをまとめてもよい。

私も、考え方については大きな問題はないと思うが、
^{パラグラフ}⑦の「経済規模の拡大と-----」というところは、経済状況を言っているのであるが、このようなことがここに必要かどうか。経済の必要から出てくる量の問題からのみ労働力としての婦人を考えることはどうかと思う。いま少し事務当局の御意見を伺い、考え方について検討してみたい。

2点としては、^{パラグラフ}⑧に健康保険制度の関連のことがあるが、いま少し具体的に書いた方がよいかどうかということ。女子は被保険者であり乍ら妊娠出産関係の費用が分娩費以外は保険の対象にならないことを具体的に書いておいた方がとくかどうかという

ことを御相談したい。

3点は、^{パラグラフ}②の3、パートタイムであるが、婦人相談員のような非常勤公務員ではボランティアとなっていて給与が安い。これは非常に問題だと思う。それから^{パラグラフ}③のところは家庭をもつ婦人労働者の労働を助けることから、子供の保育、学童保育について、余暇のある主婦の活動のことがでていますが、労働の価値からの位置づけも必要と思う。

事務局 全体からみて、はしがきのところは、あとから入れたので文章の体系上、表現が必ずしも適切ではないと思うので、先生方の御意見を伺って書きかえて行きたいと思う。順をおって始めの方から審議されたい。

Ⅱ 各 論

1 「はじめに」について

④について

部会長 これはILOの勧告ノ23号のことであるが、「労働力人口のなかに定着しつつある」と言っているとはいえないが。

事務局 それでは少し意味が変わると思う。

⑤について

部会長 これを入れたがどうか。

事務局 どういうところに入れたらよいが、あつかい上の
問題もある。

平田委員 場所は他のところの方がよいのではないが。

高年令とは何オぐらいか。

事務局 こう書いたのは、職安での中高年対策に、規則の
中で35オと明記されているが部会長の御意見もあ
ったので婦人労働者の対策としてはもっと弾力的に
考えた方がよいのではないかと思い、中高年をどう
捉えるかの考え方をいれてみた。

部会長 私はもっと強い表現で言ってもよいと思う。

中高年令者とは35オ以上と、一応行政上、あつか
われているが、このように画一的に考えることは解
決をさまたげる、というようなことを入れたらどう
か。

長内委員 そういう意味で強く書いた方がよい。

多田委員 中高年対策を35オ以上とすると、繊維では若
い者ばかりで、25～30オが中高年あつかいをう

けているので、この年令層の活用が必要であるので、

このように年令を区切ることがよいかどうか。

平田委員 行政上、その区分がまちまちになるおそれがあるので、ノ定の年令をきめておいた方がいい場合もあるが、女子の平均寿命が男子より長いのだから、もっと高年令でもよいと思う。

長内委員 年令の問題もあるが、あつかわれる方としては、この部分を前に入れた方がよい。

部会長 ^{パラグラフ} ⑩ に入れるか。位置については事務局に考えてもらうことにする。内容については、繊維のような場合も、損にならないようにしてほしい。

長内委員 一度結婚したことがある者とかというようには区切れないか。

部会長 家庭責任のある者という共通点では切れるが、単身で親をみる者等もあり、それだけでは区切れない。

平田委員 家庭責任をもつ婦人で、しかもそのなかで中高年に焦点があるので、繊維の様な場合はこれからちよっとはずれる。問題意識を持って、中高年に区切って行く方がよいのではないか。

事務局 中間報告にとりあげたノ3項目を

1. 中高年令層婦人の雇用関係
2. 婦人の職業紹介、指導、訓練等関係
3. 専門的職業における婦人労働力の有効活用
4. 単純、単調作業における婦人
5. 定年制、社会保障、母性保護関係

に整理した。これらを考えてゆくときに、区分をはつきりさせず、オーバーラックするように考えたらどうか。

画然と別けることができないのが婦人労働の特徴でもある。

部会長　それでは若年層の問題については次のチャンスがあるので、そこで折込んで審議して行くということにする。

2. 第一部のIについて

——事務局朗読——

パラグラフ①について

山本委員　「産業構造の近代化」という言葉は抵抗を感じるが、これに代る言葉が発見されない。本当に近代化なのかが疑問である。一面非常におくれた中小企業がある。

部会長 「工業化」ということもできる。

平田委員 2次3次産業への流動化により、この種の近代化は進んでいる。

パラグラフ②について

縫田委員 先ほど前文が長いと言ったが、読んでみればこれでよい。むしろ②^{パラグラフ}の終りと③^{パラグラフ}のあたりをまとめた方がいい。

事務局 ②^{パラグラフ}の上段「婦人労働者自身の側にも、-----指適された」はあとから加えた。

縫田委員 それはあった方がいい。

部会長 ①^ア年功序列と終身雇用のために女子の職業訓練ができないのが。

山本委員 労働者の立場から言えば、女子には技能訓練があたえられないといたい。

長内委員 使用者側から言えば、女子は3年ぐらいしか使えないのだから、技能訓練はできないと言える。

部会長 年功ということばはあいまいで、私達は、年令で年功を言うが、外国では功のなかに質をも含めている。

山本委員 今迄「年功序列」とつかっていたが、よく考えてみればおかしい。

平田委員 終身雇用という言葉もそういう意味では考える必要がある。

現在、中小企業ではどんどん職場を変えており、実態は終身雇用ではない。大企業でも定年が55才であり、終身雇用ではない。大企業の使用者の意識である。

パラグラフ③について

部会長 ③の部分は、数的なこととあわせ、質的なことも加えてもらったが、まだ質的にあげるものがあるが。

山本委員 気になるのは、確かに専門分野は広がってきたが、今日800万婦人労働者からみれば、まだまだ広がりと言っても小さく、また本当の意味の広がりがどうかも疑問である。

多田委員 数的にみてどうなのか。

事務局 専門職は1960年の75万が1964年の87万に、管理部門では1960年の2万が1964年には3万であり、増えてきている。

部会長 訓練のチャンスがあれば伸びられたかもしれない

ということが言えるか。

事務局 假定的なことを数で言うのはむづかしい。

長内委員 先ほどの増加の表はつけられないか。

事務局 できる。

部会長 表をつけることにして、山本委員の発言も加えて
書きなおしてほしい。

パラグラフ④について

縫田委員 今少しまとめてもよいと思う。

部会長 重点だけとすることにする。

パラグラフ⑤⑥について

全 員 意見なし

パラグラフ⑦について

長内委員 こんなに細かく言わないで、労働力の需要の関
係だけでまとめたらどうか。

パラグラフ⑧⑨について

山本委員 消費生活の向上による新しい器具は、現在では
必需品であり、それを買うには現金が必要になる。
物価が高すぎるということからくるしわよせで働い
ているのである。^(ホ)この表現では不満である。

部会長 この表現では現金だけがほしいから働くというよ

うにもとれる。

「消費生活の変化にともなう」というような表現に
してはどうか。

山本委員 追加現金収入もおかしい。

事務局 追加は除いた方がよい。

まとめ

事務局 全体として重複をさけ、しめるという意味で手を入
れることにしたい。

部会長 次回は第一部の2から、審議することにする。

次回第6回部会は3月23日午後1時から5時迄
とする。

以 上

中高年令婦人の労働力有効活用の ために必要な施策の推進について

(案)

はじめに

経済の急速な発展と社会全体の変ぼうの中で、婦人労働の
当面する問題は大きく変わろうとしており、行政の面において
も新しい観点からの検討が必要と考えられるようになってい
る。

国際的にみても、1919年の「産前産後における婦人の
使用に関する条約」以来働く婦人の福祉に大きな関心をはら
ってきたILO（国際労働機構）は、母性保護から男女の機
会均等の問題へと条約および勧告の方向を発展させてきたが、
① 新たな段階に入った婦人労働者の問題として「家庭責任をも
つ婦人の雇用」をとりあげ、1965年6月これに関する勧
告を採択した。

このような事情を考慮し、婦人少年問題審議会は、現状に
おける婦人労働問題の所在を検討し、婦人労働力を有効かつ
積極的に活用するために必要な施策を審議してきたが、まず
最初に中高年令婦人の有効活用の問題をとりまとめ、そのた

めに必要な施策について以下のような結論に達した。

④

(なお、中高年令者という用語は、行政上は労働市場における需給のバランスという観点等から、一応35才以上をいうものとされているが、特に婦人労働の面から中高年層を捉える場合には、これを画一的に考えることは実情に即さない場合もあり、弾力的に考えるべき概念であると思われる。)

第一部 わが国経済の発展と中高年令婦人の労働力化

1. わが国経済の発展と婦人労働力

- ① 明治以来のわが国の近代化の歴史を通じて婦人の労働力は種々の分野において経済の発展に寄与してきたが、その内容は時代の変遷に応じて変化してきている。わが国では長期にわたって全労働力人口中の4割を女子が占めてきたが、かつては農業に従事する家族従業者が非常に多くの割合を構成しており、雇用労働者は相対的に小さい部分を占めているにすぎなかった。産業構造の近代化に伴って非農林業の雇用労働者の比重が著しく増大し、労働者を雇用する多くの産業において女子の比率は増加しつつある。(表1～3)

- ② また雇用労働の面における女子の労働力は単にその数の増加が著しいのみでなく、質においてもまた大きな変

化を認めることができる。従来わが国の女子労働力の特色としては、若年の女子が結婚前の短い期間職業につき、結婚または第一子の出産の時期に職業から退きその後は例外的な場合を除いては、再び雇用労働者として、労働市場にあらわれることが少ないという点があげられてきた。^①このため終身雇用と年功秩序の慣行の強いわが国企業経営の中では、技能訓練、昇進の機会が乏しく、婦人労働者自身の側にも職業に対する意欲に乏しい面があるため、婦人労働者の多くが未熟練労働の地位にとどまる結果となっていることも指摘されてきた。婦人労働者を取りまく環境もまた、一般的には婦人労働者をこのようなものとして取扱い、長期的な労働力としての配慮をはらうことに熱意を示すことはまれであった。

③ しかしながら、近年の経済発展のなかで婦人労働力の性格には次のような変化が起ってきている。

即ち、女子労働者の年令構成が次第に上昇し、結婚後も雇用されて働く者の数が増加しつつある。

年令についてみると女子雇用工の平均年令は昭和24年の23.8才から39年には28.2才と上昇しており、配

偶者のある女子雇用者は、ここ数年を通じ年ノ%程度の増加をみせ、全女子雇用者中3分の1に達した。^⑤さらに女子の教育程度が向上し、高等学校、大学卒の女子が年々増加し、しかもこれらの人々の就職率も上昇していることから、女子労働者の教育水準が向上していることは明らかであり、これに依り職業分野も専門的、管理的な分野に拡大しつつあることも見逃すことができない。(表4~5)

- ④ このような婦人労働力の性格の変化は必ずしもわが国のみにみられる現象ではなく、先進諸国においては数年乃至数十年以前からおこりはじめ、現在もなお変化をとげつつあるものである。アメリカにおいては現在女子労働者の過半数は40才以上の女性で占められているが、女子労働者の高令化は数十年にわたって続いており、1940年以降特にその傾向をつよめ、1920年に28才であった女子労働者の平均年令は1940年に32才、1960年には40才をこえている。配偶関係をみても、女子労働者中の有夫者の割合は、1940年の30%から1963年には62%に増加している。
- イギリスにおいても同様の傾向がみられ、ここ10年間

に現われた35才以上の女子雇用者、特に50才から57才の年令層の増加が顕著であり有夫の女子雇用者の割合もアメリカに次いで1958年には、過半数をこえ、その後増加を続けている。(表6〜7、図ノ)

⑤ これらの国では、かつては極めて一般的であった女性が結婚前の短かい期間職業につき、その後は家庭において家事と育児に専念するというあり方から、結婚後もひきつづき労働市場にとどまるが、あるいは学令前の幼い子供のある期間は家庭にあり、その後もう一度職業に復帰するが、何れにせよ、生涯のかなり長い期間にわたって、職業に従事するというあり方に変わってきたのである。

⑥ わが国においてもこのような傾向は程度の差はあっても、すでにあらわれてきているということができらるう。

⑦ このような変化の背景には様々の事情があることはいうまでもないが、先ず労働力に対する需要の増大という点があげられよう。

経済規模の拡大と発展のためには、年々より多くの労働力が必要とされるわけであるが、人口の増加による労働

力の供給の増加より経済規模の拡大に伴う新規労働力需要の増加が上まわる場合には、労働力の不足がおこり、新しい労働力の給源が必要となる。この場合、従来非労働力人口の大きな部分を占めていた家庭婦人が労働力化し、また以前には、結婚、出産の時期に非労働力化していた婦人がそのまま労働市場にとどまるという形で、労働力需給のバランスが維持されるということがおこり、その結果婦人労働者数の増加とくに既婚婦人の割合の増加という現象をもたらすこととなると考えられる。（資料「婦人労働力の給源について」）

⑧ 次に供給側の条件の変化も少くない。

第一に人口構成全体の中に占める中高年令者の比率の増大、第二に女子の教育程度向上に伴う若年女子の非労働力化、第三に出産児数の減少と家事合理化による婦人の自由時間の増大、^(注)第四に生活水準向上に伴う家計費のぼう張と追加現金収入の必要性等であるが、更に、社会的には、婦人の労働に対する一般の意識の変化や、教育の向上等に伴う婦人自身の意欲の昂揚等が考えられる。

（表 8～10）

⑨ 人口構成の高令化に伴い若年者が相対的に減少し、更

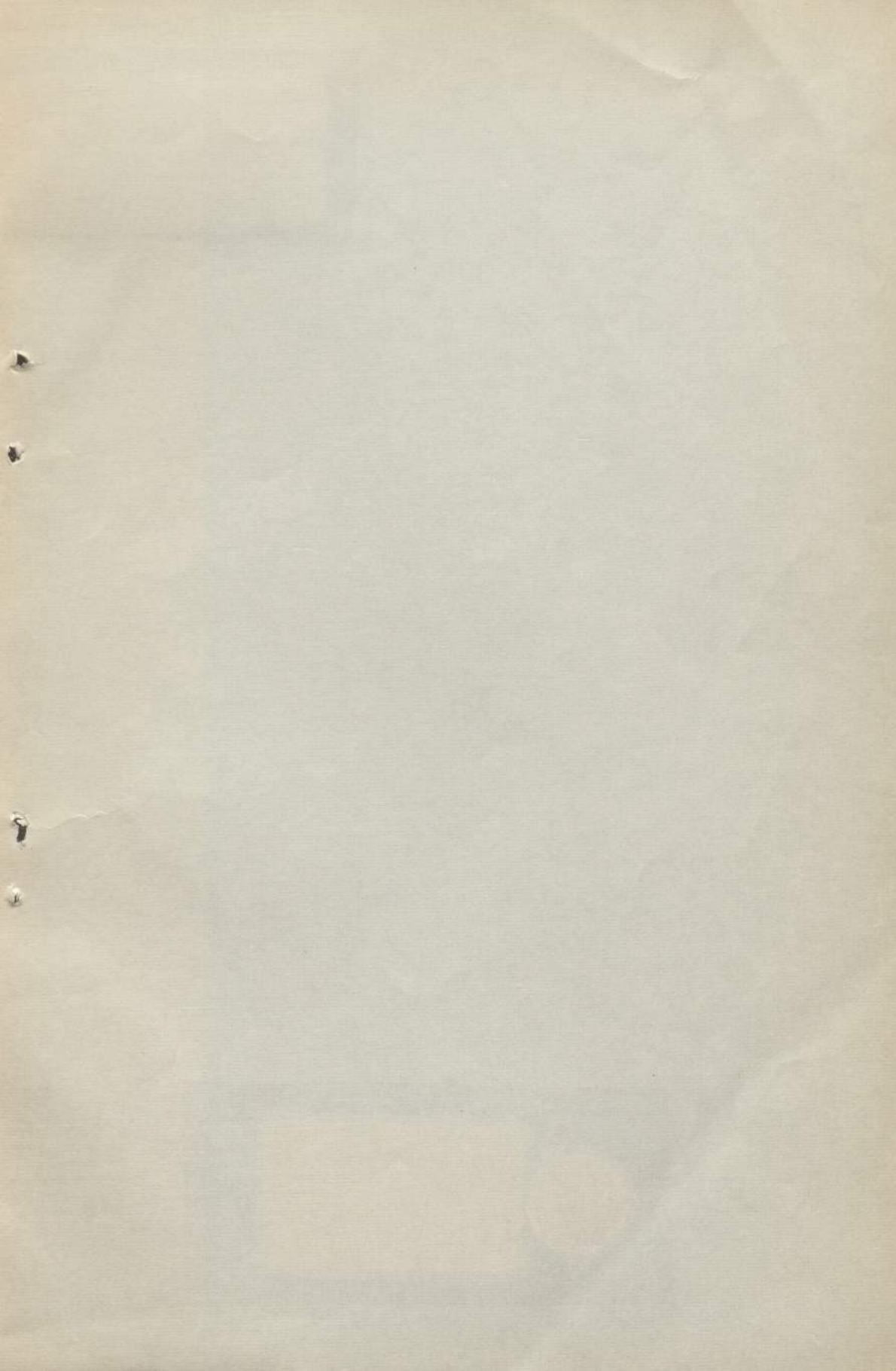
にその中の多くが学校に進み、一方で急速に発展する経済が年々多くの労働力を要求する場合、育児負担、家事負担が軽減し、かつ、[ⓧ]現金収入を求めつつある既婚の中高年婦人が労働力のなかに占める比重を増していくことは、自然の帰結といふことができるであろう。

2. 中高年令婦人の雇用に伴う諸問題

(畧)

第二部 中高年令婦人の労働力有効活用のためにとるべき施策

(畧)



GAa1/1

8-8-71



女性と仕事の未来館



00967573